平成２８年（フ）第１１０８号
千葉県市原市瀬又550―99
債務者　兼子　　洋
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１６号
東京都足立区青井３丁目24―２―708
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１７号
東京都板橋区板橋１丁目47―９―903
債務者　平山仁こと　申　　仁澈
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１９号
東京都板橋区蓮沼町７―４―201
債務者　松田麻里子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２０号
東京都足立区梅島３丁目29―11―105
債務者　太田加代子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２１号
東京都江戸川区北小岩５丁目12―６
債務者　千秋　育美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２７号
東京都江戸川区春江町１丁目２番３号805、住民票上の住所福島県福島市桜木町２―12県住５―902
債務者　茂木　　実
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１３２号
東京都中央区東日本橋３丁目７―８―902
債務者　田中　達也
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１３４号
東京都豊島区目白４丁目１―15―101
債務者　坂元　信之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１３５号
東京都北区上十条５丁目５―16―210
債務者　清水　京平
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４１号
東京都足立区一ツ家２丁目15―４―404
債務者　堀　　鎮雄
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９６号
北海道旭川市東光１条３丁目１番21号　コーポ高木　１号室
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１７号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目４番35号　森田文化　２Ｆ
債務者　原田　庄次
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１号
大阪市北区長柄中１丁目２番１―809号
債務者　小野寺悦子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番16号　コンフォート御幣島701号室、前住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目18番24―309号
債務者　山本　明彦
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部